

青森県環境影響評価審査会の意見

(六ヶ所村風力発電所リプレイス事業に係る環境影響評価準備書)

- 1 沈砂池4について、河川に隣接して設置するため、経路長及び傾斜の測定が不可能であり、濁水が水域に到達するものとして予測を行っているが、再度、沈砂池4の設置場所及び沈砂池面積等を検討し、濁水が水域に到達しないような計画とすること。
- 2 風車の影について、既設の風力発電設備における「風車の影による影響（気象条件を考慮した場合）が年間8時間を超過する戸数」の予測結果を記載し、事業の実施が環境に及ぼす影響を定量的に評価すること。
また、本事業及び累積的な影響の評価結果では、樹林帯や建築物等の存在によって、風車の影による影響範囲は狭まると予測しているが、これは定性的な予測であり、不確実性があることから、事後調査を確実に実施し、その結果、周辺住民の生活に影響があると認められる場合には、対象の住民と協議の上、必要な環境保全措置を講じること。
- 3 既設の風力発電設備におけるバット・バードストライクの確認数及び死骸の持ち去り率等から、確認された種の年間衝突推定数を算出し、環境省モデル・球体モデルによる既設及びリプレイス後の年間衝突推定数と比較すること。
また、比較の結果、既設の風力発電設備におけるバット・バードストライク調査結果による年間衝突推定数と環境省モデル・球体モデルによる年間衝突推定数に乖離が見られる場合には、環境省モデル・球体モデルに係るパラメーターの補正について検討すること。
- 4 死骸調査において、確認された死骸は主にスカベンジャーであり、それらの餌となる鳥類及びコウモリ類の死骸が少数であることについては、スカベンジャーがそれらを持ち去った可能性があるとともに、スカベンジャーがそれらに誘引され、風力発電機に衝突した可能性がある。
このため、バット・バードストライクの事後調査を実施する際には、地元の専門家から意見を聴取し、主にスカベンジャーが確認された理由を検討するため、より適した調査手法を検討すること。

5 施設の稼働に伴う累積的な影響について、予測条件が把握できる風力発電事業（雲雀平風力発電所、横浜町風力発電所）を対象に予測を行っているが、対象事業実施区域周辺には六ヶ所村二又風力発電所、吹越台地風力発電所等も存在することから、再度、周辺の風力発電事業に係る情報の取得に努め、それらによる累積的な影響を改めて予測・評価すること。

また、情報を取得できなかった風力発電事業については、その理由を明記するとともに、同規模の風力発電設備の条件を用いて予測・評価をすること。